

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	
発信課	旭川市経済観光部産業振興課
担当者	小野寺, 後藤
連絡先	電話 0166-65-7047
	FAX 0166-65-7048
	E-mail sangyousinkou@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	その他
日 程	平成29年9月
発表項目 (行事名)	平成29年度新製品等開発・研究促進補助金の交付 決定について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>標記補助金について、別紙のとおり交付の決定を行いましたので報道方よろしくお 願い申し上げます。</p> <p>1 経 緯 旭川市では、中小企業の新製品、新技術開発を促進し、地域経済の活性化を図るた め、新製品等開発・研究促進補助金の募集を行いました。この補助金は、中小企業が 開発する、新製品・技術・デザインなどについて、研究段階から開発段階までの必要 な経費に対して補助金を交付するもので、このたび応募案件に対する審査を終了し、 次のとおり補助金の交付を決定しました。</p> <p>2 補助金交付決定者</p> <p>3 募集期間 平成29年4月17日から5月26日まで</p> <p>4 応募件数 8件</p> <p>5 採択件数 4件</p> <p>5 審 査 平成29年7月7日</p> <p>6 補 助 額 補助対象経費の2分の1以内（上限額200万円）</p>
添付資料	有 交付決定一覧と募集チラシ
報道（取材） に当たっての お願い	市内の中小企業が本補助金を活用して行う、新製品等開発・研究促進の取組につい て市民の皆様へ周知くださいますようお願いいたします。
備 考	

平成29年9月12日

各報道機関様

産業振興課長

平成29年度新製品等開発・研究促進補助金の交付決定について

標記補助金について、別紙のとおり交付の決定を行いましたので報道方よろしくお願ひ申し上げます。

1 補助金の名称及び概要

名称 新製品等開発・研究促進補助金

概要 意欲ある中小企業等の研究開発，新製品，新技術開発，デザイン開発を支援します。補助対象経費の2分の1以内（上限額200万円）を補助します。

※補助金の詳細については別紙の募集チラシを参照下さい。

2 担当

旭川市経済観光部産業振興課 後藤・小野寺

電話 65-7047（直通）

FAX 65-7048

平成29年度新製品等開発・研究促進補助金の交付決定について

1 経緯

旭川市では、中小企業の新製品、新技術開発を促進し、地域経済の活性化を図るため、新製品等開発・研究促進補助金の募集を行いました。この補助金は、中小企業が開発する、新製品・技術・デザインなどについて、研究段階から開発段階までの必要な経費に対して補助金を交付するもので、このたび応募案件に対する審査を終了し、次のとおり補助金の交付を決定しました。

2 補助金交付決定者（4件）

申請者	事業名
中央精工株式会社	より安全性を重視し実用化(臨床使用)を目指した灌流型腎臓保存装置の開発
株式会社壺屋総本店	「低糖質なのにアーモンドだからおいしい ロカボクッキー」開発
上原ネームプレート工業(株)	アクリル製エンブレムの製造工程における剥離工程の合理化装置の新規開発
株式会社 MARVELOUS	道北の素材・加工品を活用した保湿化粧品(バーム)の試作開発

3 募集期間

平成29年4月17日から5月26日まで

4 応募件数

8件

5 審査

平成29年7月7日

6 補助額

補助対象経費の2分の1以内(上限額200万円)

旭川市からのお知らせ

5月26日（金）
まで
申請受付中です

皆様の製品開発にお役立てください。

新製品等開発・研究促進補助金

募集のお知らせ

旭川市では、企業等の皆様の製品開発・研究に必要な経費に対して補助する、「新製品等開発・研究促進補助金」の補助対象事業を募集します。

新製品等開発・研究促進補助金では、様々な製品作りに向けた企画・設計から試作開発までに要する経費について、研究開発費も含めて補助の対象としています。

○補助金の概要について

補助金名	新製品等開発・研究促進補助金
募集（採択） 予定件数	◎3件程度（上限額2,000千円）
補助対象期間	平成29年4月1日から平成30年2月16日まで
補助率	必要経費の2分の1以内
対象事業	①新製品等にかかる研究開発事業 ②新製品等の改良に係る事業 ③新製品に関するデザイン開発事業 ④機械、器具並びに装置の省力化、高性能化、自動化のための技術の研究又は開発
対象経費	(1) 試作品等開発費 ①原材料・副資材費 ②機械装置費 ③工具器具費 ④外注加工費 ⑤外注デザイン開発費 ⑥委託費 ⑦性能検査費 (2) 事業費 ⑧工業所有権導入費 ⑨旅費（事業に係る調査・打合せに係る経費） ⑩直接人件費（人件費が総事業費の25%を超えない計画とすること。ただし、申請者がソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合においては、この制限は適用しない。）
※直接人件費 の算定は、市 が定める方法 によります。	※対象経費については補助対象期間（H29.4.1～H30.2.16）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。あらかじめ御了承ください。

詳細については旭川市役所産業振興課（電話 65-7047）へお問合せください。

○補助金の対象となる方

①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者

※中小企業者の定めについてはお問い合わせいただくか「平成29年度新製品等開発・研究促進補助金応募要領」をご覧くださいますようお願いいたします。

②市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者であること。

※中小企業団体の定めについてはお問い合わせいただくか「平成28年度新製品等開発・研究促進補助金応募要領」をご覧くださいますようお願いいたします。

③市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主

いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。

○申請書等の配布及びお問い合わせについて

旭川市経済観光部産業振興課（0166-65-7047）

（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）

インターネットでもダウンロードができます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005502.html>

○申請書の受付

受付期間

平成29年4月17日（月曜日）から

平成29年5月26日（金曜日）まで

受付場所

旭川市経済観光部産業振興課

（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）へご持参下さい。

申請書を持参される場合は、あらかじめ産業振興課へご連絡ください。

○補助対象者の決定方法

書類審査を行い、その後、6月中旬から下旬頃に予定しているヒアリング及び審査会において補助対象者を決定し、通知します。